

平成十三年法律第二百二号

## 小型船舶の登録等に関する法律

平成十三年法律第二百二十九号		目次
第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 登録及び測度（第三条・第二十条）	第三章 小型船舶検査機による登録測度事務の実施等（第二十一条・第二十四条）
第四章 雑則（第二十五条・第三十三条）	第五章 好則（第三十四条・第三十九条）	第六章 附則
（目的） 第一章 総則	第一条 この法律は、小型船舶の所有権の公証により、登録に関する制度等について定めることにより、小型船舶の所有者の利便性の向上を図り、もつて小型船舶を利用した諸活動の健全な発達に寄与することを目的とする。（定義）	第一条 この法律は、小型船舶の所有権の公証により、登録に関する制度等について定めることにより、小型船舶の所有者の利便性の向上を図り、もつて小型船舶を利用した諸活動の健全な発達に寄与することを目的とする。
（第一条）この法律において「小型船舶」とは、総トン数二十トン未満の船舶のうち、日本船舶（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。（以下同じ。）又は日本船舶以外の船舶（本邦の各港間又は湖川若しくは港のみを航行する船舶に限る。）であつて、次に掲げる船舶以外のものをいう。	（第二条）この法律において「小型船舶」とは、総トン数二十トン未満の船舶のうち、日本船舶（明治三十二年法律第四十六号）第一項に規定する日本船舶をいう。（以下同じ。）又は日本船舶以外の船舶（本邦の各港間又は湖川若しくは港のみを航行する船舶に限る。）であつて、次に掲げる船舶以外のものをいう。	（第二条）この法律において「小型船舶」とは、総トン数二十トン未満の船舶のうち、日本船舶（明治三十二年法律第四十六号）第一項に規定する日本船舶をいう。（以下同じ。）又は日本船舶以外の船舶（本邦の各港間又は湖川若しくは港のみを航行する船舶に限る。）であつて、次に掲げる船舶以外のものをいう。
（登録の一般的効力） 第三条 小型船舶は、小型船舶登録原簿（以下「原簿」という。）に登録を受けたものでなければ、これを航行の用に供してはならない。ただし、臨時航行によって国土交通省令で定める場合は、この限りでない。	（登録の一般的効力） 第三条 小型船舶は、小型船舶登録原簿（以下「原簿」という。）に登録を受けたものでなければ、これを航行の用に供してはならない。ただし、臨時航行によって国土交通省令で定める場合は、この限りでない。	（登録の一般的効力） 第三条 小型船舶は、小型船舶登録原簿（以下「原簿」という。）に登録を受けたものでなければ、これを航行の用に供してはならない。ただし、臨時航行によって国土交通省令で定める場合は、この限りでない。
（新規登録及び測度） 第四条 登録を受けた小型船舶の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。	（新規登録及び測度） 第四条 登録を受けた小型船舶の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。	（新規登録及び測度） 第四条 登録を受けた小型船舶の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。
（原簿） 第五条 原簿は、その全部又は一部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同様）をもつて調製することができる。	（原簿） 第五条 原簿は、その全部又は一部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同様）をもつて調製することができる。	（原簿） 第五条 原簿は、その全部又は一部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同様）をもつて調製することができる。
（登録及び測度） 第二章 登録及び測度	（登録事項の通知） 第七条 国土交通大臣は、新規登録を行つたときは、申請者に対し、登録事項を国土交通省令で定める方法により通知しなければならない。（船舶番号の表示の義務）	（登録事項の通知） 第七条 国土交通大臣は、新規登録を行つたときは、申請者に対し、登録事項を国土交通省令で定める方法により通知しなければならない。（船舶番号の表示の義務）
（登録の変更） 第九条 新規登録を受けた小型船舶（以下「登録小型船舶」という。）について第六条第二項各号（第八号を除く。）に掲げる事項のいずれかに変更があつた場合（次条の規定による移転登録又は第十二条の規定による抹消登録の申請をすべき場合を除く。）には、その所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣に対し、変更登録の申請をし、かつ、同項登録の事項の変更の場合は、この限りでない。	（登録の変更） 第十二条 登録小型船舶の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣に対し、抹消登録の申請をしなければならない。	（登録の変更） 第十二条 登録小型船舶の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣に対し、抹消登録の申請をしなければならない。
（抹消登録） 第十一条 国土交通大臣は、前二条の申請があつた場合その他の場合において、登録小型船舶についてその船舶番号が第六条第二項の国土交通省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、その船舶番号を変更するものとする。	（抹消登録） 第十二条 登録小型船舶の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣に対し、抹消登録の申請をしなければならない。	（抹消登録） 第十二条 登録小型船舶の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣に対し、抹消登録の申請をしなければならない。
（輸入登録） 第十六条 小型船舶等の輸入を業とする者（以下「輸入業者」という。）は、小型船舶等を輸入したときは、輸入した日から十五日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その船体識別番号等、打刻の状況その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。	（輸入登録） 第十三条 抹消登録を行つた小型船舶に係る原簿の記録は、当該抹消登録を行つた日から十年間保存しなければならない。	（登録事項証明書等） 第十四条 何人も、国土交通大臣に対し、原簿の記録は、当該抹消登録を行つた日から十年間保存しなければならない。
（登録の届出） 第十七条 何人も、船体識別番号等の打刻を塗抹し、その他船体識別番号等の識別を困難にする行為をしてはならない。ただし、整備のため特別に必要な場合その他やむを得ない場合において国土交通大臣の許可を受けたとき、又は次条の規定により打刻を塗抹すべき旨の命令を受けたときは、この限りでない。	（登録の届出） 第十四条 何人も、国土交通大臣に対し、原簿の記録は、当該抹消登録を行つた日から十年間保存しなければならない。	（登録の届出） 第十四条 何人も、国土交通大臣に対し、原簿の記録は、当該抹消登録を行つた日から十年間保存しなければならない。

## (職権による打刻等)

**第十八条** 国土交通大臣は、小型船舶が次の各号のいずれかに該当するときは、当該船舶の所有者に対し、船体識別番号等の打刻を受け、若しくはその打刻を塗抹すべきことを命じ、又は自ら船体識別番号等を打刻し、若しくはその打刻を塗抹することができる。

一 船体識別番号等の打刻が他の小型船舶の船体識別番号等の打刻と同一のものであるとき。

二 船体識別番号等の打刻が識別困難なものであるとき。

(譲渡證明書)

**第十九条** 小型船舶を譲渡する者は、当該船舶を譲渡した旨及び次に掲げる事項を記載した書面(以下「譲渡證明書」という。)を譲受人に交付しなければならない。

一 譲渡の年月日

二 船体識別番号

三 推進機関を有するものにあっては、その種類及び型式

四 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所

五 譲受人は、新規登録又は移転登録の申請をする場合には、申請書に譲渡證明書(前項の規定により交付を受けている譲渡證明書を有するときには、これを譲受人に交付してはならない。)

六 譲渡證明書に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

(政令への委任)

第七章 小型船舶検査機構による登録測度事務の実施等

(小型船舶検査機構による登録測度事務の実施)

第二十一条 国土交通大臣は、小型船舶検査機構(以下「機構」という。)に、前章に規定する小型船舶の登録及び測度に関する事務(第十五条から第十八条までの規定による事務を除く。以下「登録測度事務」という。)を行わせることができる。

二 國土交通大臣は、前項の規定により機構に登録測度事務を行わせるときは、機構が登録測度事務の全部又は一部を自ら行う場合における登録測度事務の全部又は一部を自ら行う場合における登録測度事務の引継ぎその他の必要な事項については、國土交通省令で定める。

## 事務を開始する日及び登録測度事務を行う事務の所在地を官報で公示しなければならない。

## (国籍証明書等)

**第二十五条** 日本船舶である小型船舶の所有者は、國土交通大臣から有効な国籍証明書(当該船舶が日本船舶であることを証明する書面をいう。以下同じ。)の交付を受け、これを当該船舶内に備え置き、かつ、國土交通省令で定めるところにより船名を表示しなければ、当該船舶を国際航海(一国の港と他の国の港との間の航海をいう。)に従事させてはならない。

國土交通大臣は、国籍証明書の交付の申請があつたときは、当該船舶に係る登録事項証明書等の記載その他の事項を審査して、国籍証明書を交付するものとする。

型船舶の所有若しくは業務に関し報告をさせ、又はその職員に、次に掲げる者の事務所その他事業場若しくは当該船舶の所在すると認める場所に立ち入り、当該船舶、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

一 当該船舶の所有者

二 第十五条第二項(第十六条第三項において「登録測度事務を含む。」)又は第十六条第一項(第九条第一項及び第二項、第十条第一項及び第二項(第十二条第四項において「登録測度事務を含む。」)、第十一项第一項、第十二条第一項から第三項まで並びに第十四条の規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「小型船舶検査機構」とする。

第三章 小型船舶検査機構による登録測度事務

**第二十二条** 機構は、登録測度事務の開始前に、登録測度事務に関する規程(以下「登録測度事務規程」という。)を定め、國土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

國土交通大臣は、前項の認可をした登録測度事務規程が登録測度事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その登録測度事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

一 当該国籍証明書について、その交付又は前回の検認を受けた日から起算して六年を経過する日までに、國土交通大臣の検認を受けなければならない。

二 当該船舶について移転登録又は抹消登録が行われたとき。

三 当該船舶の国籍又は船名が変更されたとき。

四 第二項の規定は、前項第一号の検認の申請があつたときについて準用する。

五 第二十六条 登録小型船舶は、質権の目的とすることができない。

(登録小型船舶に対する強制執行等)

**第二十七条** 登録小型船舶に対する強制執行及び仮差押えの執行については、地方裁判所が執行裁判所又は保全執行裁判所として、これを管轄する。ただし、仮差押えの執行で最高裁判所規則で定めるものについては、地方裁判所以外の裁判所が保全執行裁判所として、これを管轄する。

二 前項の強制執行及び仮差押えの執行に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

三 前二項の規定は、登録小型船舶の競売について準用する。

(報告徵収及び立入検査)

**第二十八条** 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、小

事務の全部又は一部を自ら行う場合における登録測度事務の引継ぎその他の必要な事項については、國土交通省令で定める。

## (他の法律の適用除外)

**第三十一条** 小型船舶の登録並びに国籍証明書の交付、書換え、再交付及び検認については、行

事務を行わないものとする。

四 機構が登録測度事務を行う場合における第六条、第七条(第九条第三項、第十条第三項及び第九条第一項及び第二項、第十条第一項及び第二項(第十二条第四項において「登録測度事務を含む。」)、第十一项第一項、第十二条第一項から第三項まで並びに第十四条の規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「小型船舶検査機構」とする。

第五章 登録測度事務

**第二十二条** 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)を除く。)は、実費を勘案して國土交通省令で定めた額の手数料を国(第一号から第三号までに掲げる者が機構にその申請をする場合には、機構)に納めなければならない。

一 新規登録を申請する者

二 変更登録、移転登録又は抹消登録を申請する者

三 登録事項証明書等の交付、書換え、再交付又は検認を申請する者

四 機構がした処分等に係る審査請求

五 第三十一条 機構が行う登録測度事務はその不作為について不服がある者は、國土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。

この場合において、國土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七号並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。



は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

**第二十九条** この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対しても申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対しても申請等とみなす。

**第三十条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（平成一五年五月三〇日法律第六号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。（その他の経過措置の委任）

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（平成二六年六月一三日法律第六号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（経過措置の原則）

**第五条** 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。（訴訟に関する経過措置）

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できなこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起する場合にあつては、当該他の不服申立てを

2 提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定

二  
及び三  
布の日  
略  
ひ第七十一  
一条から第七十三までの規定

四 第十七条、第二十五条、第四十四条、第五

（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（平成二八年五月二七日法律第五号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の一十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及

十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍の）法第一百一十九条の改正規定（戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十二条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、四十二条、第四十四条から第四十六条まで、四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二百四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の二（条例を含む。）を削る部分に限る。）を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第八十一条）第三十五条の改正規定（（条例を含む。）を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日（罰則に関する経過措置））